

一般廃棄物排出用容器(家庭ごみ排出のごみ袋)の見直しについて

1 概要

- ・本市のごみ袋は昭和 56 年に定めた 70cm×50cm(30ℓ)の透明なものの一種類のみ。
- ・近年、市民から、使用可能なごみ袋の種類を増やしてほしいとの要望が多く寄せられている。
- ・このことから、多様なごみ袋の使用が可能であるか検証を行った。

2 結論

- ・収集運搬事業者や、各処理場などに多様なごみ袋導入における課題を確認。
- ・現行の規格袋より小さい袋、大きい袋、形状の違う袋、いずれも使用に問題は無いことが確認された。
- ・このことから、本市で使用できるごみ袋をつぎのように改める。

3 市規格袋の改正案

表1 指定袋の改正案

	色	大きさ	形状
改正案	容器内の内容物が確認できる 無色のもの	容器の容量が15ℓ以上45ℓ以下 下のもの	指定無し
	※1. 透明、半透明は不問で、 内容物が見えれば良い ※2. 透明でも文字・マークな どが印刷がある袋は使用不可 ※3. 色付きは使用不可	※1. 既定の容量の範囲内なら、 いずれの容量の袋でも使用可能 ※2. 袋の寸法は問わない	※取っ手付きの 形状も使用可能

表2 近隣自治体の状況(参考)

	色	大きさ	形状
福島市	無色透明	45ℓ以下	指定無し
郡山市	無色透明又は半透明	指定無し	指定無し
会津若松市	無色透明又は半透明	45ℓ以下	指定無し
白河市	市指定の有料袋(無色透明)	20ℓ、30ℓ、45ℓ	取っ手付き
須賀川市	無色透明又は半透明	指定無し	指定無し
喜多方市	透明又は半透明	10ℓから45ℓ	取っ手付き
相馬市	無色透明又は半透明	大袋(800×500mm) 小袋(650×470mm)	取っ手付き

4 補足事項

- ・袋の大きさが極端に小さい、または大きい場合、収集作業員への負担が増加するため、その大きさは15ℓ以上45ℓ以下とする。
- ・15ℓ以下45ℓ以上のごみ袋は、クリーンピーの家の設備が対応していない。
- ・容量15ℓ以下、及び有色の袋を使用可能とした場合、スーパーマーケット、コンビニエンスストアのレジ袋等がごみ袋として利用され、店舗周辺の集積所に不法投棄が発生する恐れがある。